

## セクシュアルハラスメント等による精神障害の労災相談について

各労働基準監督署で行っている精神疾患等に関する窓口相談のほか、セクシュアルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する相談について、専門調査員（臨床心理士）による相談窓口が開催されておりますのでご利用ください。

相談日は、原則毎週月曜日と水曜日（閉庁日を除く）の午前9時から12時までの間となっています。

なお、相談日が変更になる場合がありますので、ご利用される場合には、事前に問い合わせください。

### 《相談窓口・お問い合わせ先》

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第一合同庁舎 9階

北海道労働局 労働基準部

労災補償課 認定班

電話 （代表）011-709-2311

内線 3589